

寫

閣第二四四號

起
案 昭和九年六月

昭和九年六月
日 裁可昭和九年六月
日 施行昭和九年六月
日 決定昭和九年六月
日

内閣總理大臣了

内閣書記官長堀切

内閣書記官横溝 稲田

陸軍歩兵少佐 川原直一

海軍中佐 小島 正

故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀事務ヲ
囑託ス

[illegible]

内閣書記官長 堀切 内閣書記官 横溝 稲田

陸軍次官
海軍次官

左記、者ニ故元帥海軍大將侯爵東鄉平八郎葬儀事務ヲ囑託可相成ニ付御差支、有無至急御回報相成度

陸軍歩兵少佐 川原直一

公
效
類
集

右陸軍次官

海軍少佐 小島 正

右海軍次官

寫

職第六。號起
昭九
年五月三十日
施行
昭和九年五月三十日

内閣書記官長堀切
内閣書記官横溝川島稻田

内閣屬 竹内堃二

同 村田義雄

同 竹下一郎

同 小澤幸忠

同 池之上武雄

同 前田重太郎

同 首藤英二

内閣技手 西田 竹治

宮内屬 野上 秀晴